健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十一条の規定に基づき、以下のとおり保険医の登録の取消しを行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和六年八月二十七日

中国四国厚生局長　依田泰

登録の記号番号	氏名	登録取消年月日
広歯五六八八	岸本　亮義	令和六年八月二十七日